

大田市告示第135号の10

大田市介護予防・日常生活支援総合事業指定介護予防訪問介護相当サービス及び指定介護予防通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成29年大田市告示第10号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

大田市長 楫野弘和

題名を次のように改める。

大田市介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業訪問型サービス及び第1号通所事業通所型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱

目次中「介護予防訪問介護相当サービス」を「訪問型サービス」に、「介護予防通所介護相当サービス」を「通所型サービス」に、「第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第57条―第60条）」を

「第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第57条―第60条）」に改める。

第4章 雑則（第61条・第62条）」

第2条第4号中「介護予防訪問介護相当サービス」を「訪問型サービス」に改め、「（以下「第1号訪問事業」という。）」を削り、同条第5号中「介護予防通所介護相当サービス」を「通所型サービス」に改め、「（以下「第1号通所事業」という。）」を削る。

第4条に次の2項を加える。

- 3 指定事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定事業者は、第1号事業を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

「第2章 介護予防訪問介護相当サービス」を「第2章 訪問型サー

ビス」に改める。

第5条中「指定第1号事業に該当する介護予防訪問介護相当サービス（以下「指定介護予防訪問介護相当サービス」という。）」を「訪問型サービス」に改める。

第6条第1項中「指定介護予防訪問介護相当サービスの事業を行う者（以下「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」という。）」を「指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護相当サービス事業所」を「訪問事業所」に、「指定介護予防訪問介護相当サービス」を「訪問型サービス」に改め、同条第2項中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護相当サービス事業所」を「訪問事業所」に、「指定介護予防訪問介護相当サービス」を「訪問型サービス」に改め、同条第4項中「指定介護予防訪問介護相当サービス」を「訪問型サービス」に改め、同条第5項中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業所」を「訪問事業所」に改め、同条第6項中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護相当サービス」を「訪問型サービス」に改める。

第7条本文中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護相当サービス事業所」を「訪問事業所」に改め、同条ただし書中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業所」を「訪問事業所」に改める。

第8条第1項中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業所」を「訪問事業所」に、「指定介護予防訪問介護相当サービス」を「訪問型サービス」に改め、同条第2項中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護相当サービス」を「訪問型サービス」に改める。

第9条第1項中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護相当サービス」を「訪問型サービス」に改め、同条第2項各号列記以外の部分及び第1号並びに第4項から第6項までの規定中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に改める。

第10条中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護相当サービス」を「訪問型サービス」に改める。

第11条中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護相当サービス事業所」を「訪問事業所」に、「指定介護予防訪問介護相当サービス」を「訪問型サービス」に改める。

第12条第1項中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護相当サービス」を「訪問型サービス」に改め、同条第2項中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護相当サービス」を「訪問型サービス」に改める。

第13条第1項中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護相当サービス」を「訪問型サービス」に改め、同条第2項中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に改める。

第14条中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護相当サービス」を「訪問型サービス」に改める。

第15条第1項中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護相当サービス」を「訪問型サービス」に改め、同条第2項中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護相当サービス」を「訪問型サービス」に改める。

第16条中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護相当サービス」を「訪問型サービス」に改める。

第17条中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護相当サービス」を「訪問型サービス」に改める。

第18条及び第19条中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に改める。

第20条第1項中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護相当サービス」を「訪問型サービス」に改め、同条第2項中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護相当サービス」を「訪

問型サービス」に改める。

第 2 1 条第 1 項中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護相当サービス」を「訪問型サービス」に、「指定訪問介護相当サービス」を「訪問型サービス」に改め、同条第 2 項中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護相当サービス」を「訪問型サービス」に改め、同条第 3 項中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護相当サービス」を「訪問型サービス」に改め、同条第 4 項中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に改める。

第 2 2 条中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護相当サービス」を「訪問型サービス」に改める。

第 2 3 条中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に、「介護予防訪問介護相当サービス」を「訪問型サービス」に改める。

第 2 4 条各号列記以外の部分中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護相当サービス」を「訪問型サービス」に改め、同条第 1 号中「指定介護予防訪問介護相当サービス」を「訪問型サービス」に改める。

第 2 5 条中「指定介護予防訪問介護相当サービス」を「訪問型サービス」に改める。

第 2 6 条第 1 項及び第 2 項中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業所」を「訪問事業所」に改め、同条第 3 項第 1 号中「指定介護予防訪問介護相当サービス」を「訪問型サービス」に改め、同項中第 8 号を第 9 号とし、第 3 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 地域包括支援センター等に対し、訪問型サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

第 2 7 条中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護相当サービス事業所」を「訪問事業所」に改め、同条第 4 号中「指定介護予防訪問介護相当サービス」を「訪

問型サービス」に改め、同条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第28条中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護相当サービス」を「訪問型サービス」に改める。

第29条第1項中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護相当サービス」を「訪問型サービス」に、「指定介護予防訪問介護相当サービス事業所」を「訪問事業所」に改め、同条第2項中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護相当サービス事業所」を「訪問事業所」に、「介護予防指定訪問介護相当サービス事業所」を「訪問事業所」に、「指定介護予防訪問介護相当サービス」を「訪問サービス」に改め、同条第3項中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に改め、同条に次の1項を加える。

4 指定事業者は、適切な訪問型サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第29条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第29条の2 指定事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問型サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第30条第1項中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に改め、同条第2項中「指定介護予防訪問介護相当サービ

事業者」を「指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護相当サービス事業所」を「訪問事業所」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定事業者は、当該訪問事業所において、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該訪問事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該訪問事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該訪問事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第31条中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護相当サービス事業所」を「訪問事業所」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該訪問事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第32条第1項中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業所」を「訪問事業所」に改め、同条第2項中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護相当サービス事業所」を「訪問事業所」に改め、同条第3項中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に改める。

第33条中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護相当サービス事業所」を「訪問事業所」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（不当な働きかけの禁止）

第33条の2 指定事業者は、介護予防サービス・支援計画等の作成又は変更に関し、地域包括支援センター等の担当職員又は利用者に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

第34条中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」を「指定事

業者」に改める。

第35条第1項中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護相当サービス」を「訪問型サービス」に改め、同条第2項中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に改め、同条第3項中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護相当サービス」を「訪問型サービス」に改め、同条第4項中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に改める。

第36条の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護相当サービス」を「訪問型サービス」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 指定事業者、訪問事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して訪問型サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても訪問型サービスの提供を行うよう努めなければならない。

第37条第1項中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護相当サービス」を「訪問型サービス」に改め、同条第2項中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に改め、同条第3項中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護相当サービス」を「訪問型サービス」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第37条の2 指定事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該訪問事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該訪問事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該訪問事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第38条中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護相当サービス事業所」を「訪問事業所」に、「指定介護予防訪問介護相当サービス」を「訪問型サービス」に改める。

第39条第1項中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に改め、同条第2項中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護相当サービス」を「訪問型サービス」に改め、同項第1号中「介護予防訪問介護相当サービス計画」を「訪問型サービス計画」に改める。

第40条の見出し及び同条第1項中「指定介護予防訪問介護相当サービス」を「訪問型サービス」に改め、同条第2項中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護相当サービス」を「訪問型サービス」に改め、同条第3項中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護相当サービス」を「訪問型サービス」に改め、同条第4項中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に改め、同条第5項中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護相当サービス」を「訪問型サービス」に改める。

第41条の見出し、同条各号列記以外の部分及び第1号中「指定介護予防訪問介護相当サービス」を「訪問型サービス」に改め、同条第2号中「指定介護予防訪問介護相当サービス」を「訪問型サービス」に、「介護予防訪問介護相当サービス計画」を「訪問型サービス計画」に改め、同条第3号から第5号までの規定中「介護予防訪問介護相当サービス計画」を「訪問型サービス計画」に改め、同条第6号中「指定介護予防訪問介護相当サービス」を「訪問型サービス」に、「介護予防訪問介護相当サービス計画」を「訪問型サービス計画」に改め、同条第7号及び第8号中「指定介護予防訪問介護相当サービス」を「訪問型サービス」に改め、同条第9号、第11号及び第12号中「介護予防訪問介護相当サービス計画」を「訪問型サービス計画」に改める。

第42条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「指定介護予防訪問介護相当サービス」を「訪問型サービス」に改め、同条第1号中「指定介

「介護予防訪問介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護相当サービス」を「訪問型サービス」に改め、同条第2号中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に改める。

「第3章 介護予防通所介護相当サービス」を「第3章 通所型サービス」に改める。

第43条中「指定第1号事業に該当する介護予防通所介護相当サービス（以下「指定介護予防通所介護相当サービス」という。）」を「通所型サービス」に改める。

第44条第1項中「指定介護予防通所介護相当サービスの事業を行う者（以下「指定介護予防通所介護相当サービス事業者」という。）」を「指定事業者」に、「指定介護予防通所介護相当サービス事業所」を「通所事業所」に、「介護予防通所介護相当サービス従業者」を「通所型サービス従業者」に改め、同項第1号及び第2号中「指定介護予防通所介護相当サービス」を「通所型サービス」に改め、同項第3号中「指定介護予防通所介護相当サービス」を「通所型サービス」に、「指定介護予防通所介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に改め、同条第2項中「指定介護予防通所介護相当サービス事業所」を「通所事業所」に、「指定介護予防通所介護相当サービス」を「通所型サービス」に改め、同条第3項中「指定介護予防通所介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に、「指定介護予防通所介護相当サービス」を「通所型サービス」に改め、同条第4項及び第5項中「指定介護予防通所介護相当サービス」を「通所型サービス」に改め、同条第6項中「指定介護予防通所介護相当サービス事業所」を「通所事業所」に改め、同条第8項中「指定介護予防通所介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に、「指定介護予防通所介護相当サービス」を「通所型サービス」に改める。

第45条本文中「指定介護予防通所介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に、「指定介護予防通所介護相当サービス事業所」を「通所事業所」に改め、同条ただし書中「指定介護予防通所介護相当サービス事業所」を「通所事業所」に改める。

第46条第1項中「指定介護予防通所介護相当サービス事業所」を「通所事業所」に、「指定介護予防通所介護相当サービス」を「通所型サービス」に改め、同条第3項中「指定介護予防通所介護相当サービス」を「通所型サービス」に改め、同条第4項中「指定介護予防通所介護相当サ

ービス事業者」を「指定事業者」に、「指定介護予防通所介護相当サービス」を「通所型サービス」に改め、同条第5項中「指定介護予防通所介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に、「介護予防通所介護相当サービス」を「通所型サービス」に改める。

第47条第1項中「指定介護予防通所介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に、「指定介護予防通所介護相当サービス」を「通所型サービス」に改め、同条第2項中「指定介護予防通所介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に、「指定介護予防通所介護相当サービス」を「通所型サービス」に改め、同条第3項中「指定介護予防通所介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に改め、同項第4号中「指定介護予防通所介護相当サービス」を「通所型サービス」に改め、同条第5項中「指定介護予防通所介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に改める。

第48条第1項中「指定介護予防通所介護相当サービス事業所」を「通所事業所」に、「指定介護予防通所介護相当サービス」を「通所型サービス」に改め、同条第2項中「指定介護予防通所介護相当サービス事業所」を「通所事業所」に改める。

第49条中「指定介護予防通所介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に、「指定介護予防通所介護相当サービス事業所」を「通所事業所」に改め、同条第4号及び第5号中「指定介護予防通所介護相当サービス」を「通所型サービス」に改め、同条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第50条第1項中「指定介護予防通所介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に、「指定介護予防通所介護相当サービス」を「通所型サービス」に、「指定介護予防通所介護相当サービス事業所」を「通所事業所」に改め、同条第2項中「指定介護予防通所介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に、「指定介護予防通所介護相当サービス事業所」を「通所事業所」に、「介護予防通所介護相当サービス事業所」を「通所事業所」に、「指定介護予防通所介護相当サービス」を「通所型サービス」に改め、同条第3項中「指定介護予防通所介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に、「介護予防通所介護相当サービス従業者」を「通所型サービス従業者」に改め、「ならない。」の次に「その際、当該指定事業者は、全ての通所型サービス従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介

護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 指定事業者は、適切な通所型サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所型サービス従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第51条中「指定介護予防通所介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に、「指定介護予防通所介護相当サービス」を「通所型サービス」に改める。

第52条中「指定介護予防通所介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第53条第1項中「指定介護予防通所介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に改め、同条第2項中「指定介護予防通所介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に、「指定介護予防通所介護相当サービス事業所」を「通所事業所」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該通所事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所型サービス従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該通所事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該通所事業所において、通所型サービス従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。

第53条の次に次の1条を加える。

(地域との連携等)

第53条の2 指定事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又

はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した通所型サービスに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定事業者は、通所事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して、通所型サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても通所型サービスの提供を行うよう努めなければならない。

第54条第1項中「指定介護予防通所介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に、「指定介護予防通所介護相当サービス」を「通所型サービス」に改め、同条第2項中「指定介護予防通所介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に改め、同条第3項中「指定介護予防通所介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に、「指定介護予防通所介護相当サービス」を「通所型サービス」に改め、同条第4項中「指定介護予防通所介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に、「指定介護予防通所介護相当サービス」を「通所型サービス」に改める。

第55条第1項及び第2項中「指定介護予防通所介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に改め、同項第1号中「介護予防通所介護相当サービス計画」を「通所型サービス計画」に改める。

第56条中「第31条から第36条まで、」を「第29条の2、第31条から第35条まで、第37条の2」に、「指定介護予防通所介護相当サービス」を「通所型サービス」に改め、同条後段中「第9条」の前に「これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所型サービス従業者」と、」を加え、「と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護相当サービス従業者」と、第25条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護相当サービス従業者」」を削る。

第57条の見出し及び同条第1項中「指定介護予防通所介護相当サービス」を「通所型サービス」に改め、同条第2項中「指定介護予防通所介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に、「指定介護予防通所介護相当サービス」を「通所型サービス」に改め、同条第3項中「指定介護予防通所介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に、「指定介護予防通所

介護相当サービス」を「通所型サービス」に改め、同条第4項中「指定介護予防通所介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に改め、同条第5項中「指定介護予防通所介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に、「指定介護予防通所介護相当サービス」を「通所型サービス」に改める。

第58条の見出し、同条各号列記以外の部分及び第1号中「指定介護予防通所介護相当サービス」を「通所型サービス」に改め、同条第2号中「指定介護予防通所介護相当サービス事業所」を「通所事業所」に、「指定介護予防通所介護相当サービス」を「通所型サービス」に、「介護予防通所介護相当サービス計画」を「通所型サービス計画」に改め、同条第3号中「介護予防通所介護相当サービス計画」を「通所型サービス計画」に改め、同条第4号中「指定介護予防通所介護相当サービス事業所」を「通所事業所」に、「介護予防通所介護相当サービス計画」を「通所型サービス計画」に改め、同条第5号中「指定介護予防通所介護相当サービス事業所」を「通所事業所」に、「介護予防通所介護相当サービス計画」を「通所型サービス計画」に改め、同条第6号中「指定介護予防通所介護相当サービス」を「通所型サービス」に、「介護予防通所介護相当サービス計画」を「通所型サービス計画」に改め、同条第7号及び第8号中「指定介護予防通所介護相当サービス」を「通所型サービス」に改め、同条第9号中「指定介護予防通所介護相当サービス事業所」を「通所事業所」に、「介護予防通所介護相当サービス計画」を「通所型サービス計画」に改め、同条第10号中「指定介護予防通所介護相当サービス事業所」を「通所事業所」に改め、同条第11号中「指定介護予防通所介護相当サービス事業所」を「通所事業所」に、「介護予防通所介護相当サービス計画」を「通所型サービス計画」に改め、同条第12号中「介護予防通所介護相当サービス計画」を「通所型サービス計画」に改める。

第59条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「指定介護予防通所介護相当サービス」を「通所型サービス」に改め、同条第1号中「指定介護予防通所介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に、「指定介護予防通所介護相当サービス」を「通所型サービス」に改め、同条第2号及び第3号中「指定介護予防通所介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に改める。

第60条中「指定介護予防通所介護相当サービス事業者」を「指定事業者」に改める。

本則に次の1章を加える。

第4章 雑則

(電磁的記録等)

第61条 指定事業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この要綱の規定において、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この要綱の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

(その他)

第62条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
(虐待の防止に係る経過措置)
- 2 この告示の施行の日から令和6年3月31日までの間、この告示による改正後の大田市介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業訪問型サービス及び第1号通所事業通所型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（以下「新要綱」という。）第4条第3項、第37条の2（新要綱第56条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは

「講じるように努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 この告示の施行の日から令和6年3月31日までの間、新要綱第29条の2(新要綱第56条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するようつとめなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 この告示の施行の日から令和6年3月31日までの間、新要綱第30条第3項及び第53条第2項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 この告示の施行の日から令和6年3月31日までの間、新要綱第50条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。